

## 令和7年第4回玉東町議会定例会会議録

令和7年12月10日玉東町議会第4回定例会を議場に招集された。

1. 令和7年12月10日午前10時00分招集
2. 令和7年12月12日午前9時56分開議
3. 令和7年12月12日午前10時20分閉会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 玉東町議会議場

6. 本日の出席議員は次のとおりである。(10名)

1番 前田大樹	2番 功刀圭一	3番 大城戸廣澄
4番 狩野勝次	5番 坂村勇治	6番 坂本和也
7番 林和廣	8番 清田高広	9番 吉住貞夫
10番 松尾純久		

7. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

なし

8. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長	前田 移津行		
総務課長	古閑 康広	産業振興課長	清田 豊
建設課長	清田 善雅	町民福祉課長	上田 直紹
税務課長	前田 周一	企画財政課長	西浦 仁敏
保健介護課長	清田 浩義	会計管理者	大城戸 雅昭
教育委員会 事務局長	松永 敏	農業委員会 事務局長	小島 隆一
福祉課長	岩川 康幸		

9. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	高瀬 伸一	議会事務局書記	小山 めぐみ
--------	-------	---------	--------

---

### 10. 議事日程

- |      |         |                                       |
|------|---------|---------------------------------------|
| 日程第1 | 議案第61号  | 熊本縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について |
| 日程第2 | 議案第62号  | 工事請負変更契約の締結について                       |
| 日程第3 | 議案第63号  | 玉東町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について             |
| 日程第4 | 諮問第2号   | 人権擁護委員候補者の推薦について                      |
| 日程第5 | 請願・陳情の件 |                                       |

日程第6 閉会中の継続調査申出書（議会運営委員会、総務・経済・建設常任委員会、厚生・文教・税務常任委員会）

11. 会議録署名議員の氏名は次のとおりである。

4番 狩野勝次

5番 坂村勇治

---

開議 午前10時00分

○議長（松尾純久君） おはようございます。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

日程第1 議案第61号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

○議長（松尾純久君） 日程第1、議案第61号「熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） おはようございます。本日最終もどうぞよろしく願いいたします。それでは提案させていただきます。

議案第61号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について。地方自治法第286条第1項の規定により、令和8年3月31日限りで熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務を変更し、熊本県市町村総合事務組合規約の一部を次のとおり変更する。令和7年12月10日提出、玉東町長。

熊本県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約です。次の4行の文は改正文になっております。その文の附則をお願いいたします。

附則第1、施行期日でございます。この規約は、令和8年4月1日から施行するとします。

第二、経過措置でございます。最後の方の提案理由でございます。一部事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を経る必要があるためでございます。

2枚目をお開きください。2枚目の規約変更理由書でございます。熊本県市町村総合事務組合規約第3条第10号に規定する交通災害事務から令和8年3月31日をもって、菊池市が脱退するため、熊本県市町村総合事務組合規約の一部を変更する必要があるためでございます。

3枚目をお開きください。新旧対照表でございます。

左側が変更後、右側が変更前となっております。下線部分が改正箇所となっております。

以上で説明を終わります。御審議方よろしく願いいたします。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松尾純久君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松尾純久君) 討論なしと認めます。

これから議案第61号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松尾純久君) 異議なしと認めます。したがって、議案第61号は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第2 議案第62号 工事請負変更契約の締結について

○議長(松尾純久君) 日程第2、議案第62号「工事請負変更契約の締結について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○議長(松尾純久君) 建設課長、清田善雅君。

○建設課長(清田善雅君) おはようございます。よろしく願いいたします。それでは議案第62号について御提案させていただきます。

議案第62号、工事請負変更契約の締結について。工事請負契約の変更契約を締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。令和7年12月10日提出、玉東町長。

1 契約の目的、玉東町中部地区新設第2水源・第3水源さく井工事。

2 変更前の契約金額、6,974万円。

3 変更後の契約金額、7,492万4,000円。

4 契約の相手方、熊本県熊本市東区若葉2丁目1番30号、南九調査開発株式会社、代表取締役井長良一。

提案理由、第2号水源・第3号水源の両方において、当初設計にはない地質があったため掘削が難航し、工事日数が増加した。また残泥処理における産業廃棄物処理が増加したためとなります。添付しておりますのが仮の公共工事請負変更契約書になります。当初契約、議案第41号令和7年6月13日に承認いただきました本工事の増額となります。以上、御提案いたします。御議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長(松尾純久君) 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。3番、大城戸廣澄君。

○3番(大城戸廣澄君) この議案については3日の日の全員協議会で説明がありました。その時増額についての議員から数名から質問とか色々ありましたので、それを踏まえて1週間ぐらいになりますので、再協議は1回くらいされましたか。お聞きいたします。

○議長（松尾純久君） 建設課長、清田善雅君。

○建設課長（清田善雅君） 提出いただきました協議の変更数量につきまして再度協議しまして、内容と実際にこちらが変更契約をした分につきまして協議は一度行っております。内容につきましてはそのまま行くということで最終的に結論いたしました。以上になります。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） いろいろ意見とかあって、それでその意見を踏まえて議会からの意見ということで業者の方に話あるいは協議をされたかということでもちょっと聞きたかったんですけども、されたならいいんですけども。実は私は議員になって10年で一番議会として仕事をしたなということが1つ、そういう思いがあるとあります。それはシルクタウンの造成工事に関した時に地下に産業廃棄物が出たということで、追加で7,000万ぐらい必要ということで全員協議会がありました。議員も皆さんびっくりして、執行部もびっくりして、当然ですよ、7,000万ということが余分に産業廃棄物、そういう中でこれは一つの業者だけじゃなくて、また違う業者もとか、あるいはもう少しどうにかならないのかということで、多分全協を2回3回ぐらいしたと思います。それで議員と執行部と一緒にそういうことを協議しながら結果的に3,000万ぐらいでできたと思います。その時は7,000万が産業廃棄物の処理に必要ということで、しかし工事をしてみらんと、またその下にまだあるかもしれんということで1億出るかもしれんという、そういうお話があった中で、いろいろ九州管内いろいろ調べられて、現地で処理する工事の仕方ということで機械を現地に設置して産廃を処理されました。その時そのまま最初でいたならば産廃を業者に持って行って処理したならば3,000万で済んだということで、これは相当やっぱり議会もチェックと言いますか、議会の仕事ができたと風があります。そういうことで質問して私、あれだけ議員からも何名も増額についてボーリングは下には見えないけれども、機材の消耗でそれだけいった、人件費でいったってという説明がありましたけれども、それじゃあ想定よりも簡単にボーリングが掘れた場合、もうボーリングはだいぶ前に誰でも聞いておりますけれども、あのボーリングでは儲かった、損したとか言う業者がいろいろ話を私は聞いておりますけれども、じゃあ早く簡単に掘れた時には減額してくれるか、戻してくれるかということもありますので、やはり議員あたりもみんな質問が意見があったと思います。まあ協議されたということで安心しましたけれども、私は何でこういうことを聞きたかったかというと、玉東町は金持ちだということを今でもしょっちゅう言われます。玉東町は町内外から、商品券を買い物券、商品券を8回も配るとか、それと駅の小さな駅にエレベーターを作ったとか、玉東町は金持ちだと何回も町外から特に私は聞きますので、業者もそういう話が入っておりますので、公共事業は本当に高額な工事予算を伴います。そういうもので建設課だけじゃなくて他の課も共通で一緒に、やはりそういう気持ちで町の町民の貴重な財源ですのでそういった取り組みと心構えで臨んでいただきたいと思います。終わります。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 3番、大城戸議員の今の質問に対して訂正をしておきます。シルクタウンは1,500万もかかりませんでした。3,000万ではないです。これだけははっきりしといてくだ

さい。そして玉東町は金持ちではないんです。いろんな補助事業を活用してやっているわけだから、そのことを理解してもらいたい、職員が一生懸命やってくれているということです。無駄遣いをしないとそういう頑張りをやっていますから、そのことを理解していただきたい。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君の質疑を終わります。ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第62号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、議案第62号は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第3 議案第63号 玉東町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

○議長（松尾純久君） 日程第3、議案第63号「玉東町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 議案第63号、玉東町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について。

玉東町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求める。令和7年12月10日提出、玉東町長。

住所、熊本県玉名郡玉東町大字上木葉689番地4。

氏名、大森泰介。

生年月日、昭和27年4月1日、73歳。

提案理由、玉東町固定資産評価審査委員会委員、児玉富男氏の任期が令和8年3月14日をもって満了となるため、新任として議会の同意を求めるものであります。大森泰介さんは現在は社会福祉協議会の幹事に就任されております。推薦の理由でございますが、大森氏は熊本第一信金庫に37年6カ月勤務され、現在社会福祉協議会の幹事をされておられると。財務管理、地域経済についての知識経験が大変豊富であり、人格・識見共に優れ、厳正中立の立場の固定資産評価審査委員会委員として適任であると考えますので、大森泰介さんの選任をお願いするものであります。なお、任期につきましては、地方税法第423条第6項の規定により3年となっております。よろしくお願いいたします。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松尾純久君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松尾純久君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第63号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松尾純久君) 異議なしと認めます。したがって、議案第63号は、原案のとおり同意されました。

---

#### 日程第4 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長(松尾純久君) 日程第4、諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長、前田移津行君。

○町長(前田移津行君) 諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦について。

下記の者を人権擁護委員の委員に選任したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。令和7年12月10日提出、玉東町長。

住所、熊本県玉名郡玉東町大字木葉701番地4。

氏名、宮本茂生。

生年月日、昭和51年6月16日。

提案理由、清田祐幸委員の任期が令和8年3月31日をもって満了となるため宮本茂生氏を人権擁護委員の候補者として推薦するためであります。

宮本茂生氏は、平成14年に筑波大学大学院修士課程を修了され、アメリカ・韓国・日本国際協力センターJICEにて日本語講師として勤務されました。その後、熊本大学日本語非常勤講師として勤務されました。令和5年4月からは玉東町の多文化共生事業に携われており、ウクライナ避難民をはじめとする地域の外国人住民の支援を行っておられます。人格識見ともに優れ、人権擁護委員として適任であると考えますので、宮本茂生氏の選任をお願いするものであります。なお、任期につきましては3年となっております。よろしく願いいたします。

○議長(松尾純久君) 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松尾純久君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから諮問第2号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり適任とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第2号は、原案のとおり適任と意見することに決定しました。

---

#### 日程第5 請願、陳情の件

○議長（松尾純久君） 日程第5、陳情、請願の件を議題とします。

陳情第6号「介護保険制度の抜本改善、大幅な処遇改善を求める陳情書」、陳情第7号「安全安心医療介護提供体制を守るため、全てのケア労働者の処遇改善に繋げる報酬10%以上の引き上げを求める陳情書」、陳情第8号「夜勤規制と大幅増員で安全安心の医療介護の実現を求める陳情書」、陳情第9号「臓器移植に関わる不正な臓器取引や移植目的の渡航等を防止し、住民が知らずに犯罪に巻き込まれることを防ぐための環境整備等を求める意見書提出の陳情書」、以上、4件が提出されております。

私たち町の議員は、町民から提出されたものを審議するのが本来の役目と存じます。先の話合いで町民以外からの陳情は配付のみと決定しております。従って、陳情第6号から9号は配付のみにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第6号から9号は配付のみとすることに決定しました。これで請願、陳情の件を終わります。

---

#### 日程第6 閉会中の継続調査申出書（議会運営委員会、総務・経済・建設常任委員会、厚生・文教・税務常任委員会）

○議長（松尾純久君） 日程第6、閉会中の継続調査申出書の件を議題とします。

議会運営委員会委員長、総務経済建設常任委員会委員長、厚生文教税務常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定に基づき、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査についての申出があります。

お諮りします。本件については、それぞれ申出のとおり、閉会中の継続調査することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、本件については、申出のとおり閉会中の継続調査することに決定しました。

以上で本日の日程及び会期日程のすべてを終了しました。

これで会議を閉じます。

これを持ちまして、令和7年第4回玉東町議会定例会を閉会します。

起立。お疲れさまでした。

---

閉会 午前10時20分